

○長門市公共工事の発注見通しの公表に関する要綱

(平成17年3月22日要綱第43号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第7条の規定に基づく公共工事の発注見通しの公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象となる工事)

第2条 発注の見通しを公表する工事は、予定価格が250万円を超えると見込まれる工事(公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。)を対象とする。

(公表の時期)

第3条 毎年度4月1日(当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算成立の日)以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事について公表するものとする。

2 7月、10月及び1月に、前項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表するものとする。

(公表の方法)

第4条 公表は、公衆の閲覧に供する方法によるものとする。

(公表する事項)

第5条 公共工事に係る次に掲げるものの発注の見通しに関する事項を公表するものとする。

- (1) 公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期(随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期)

附 則

この要綱は、平成17年3月22日から施行する。